

真岡市青年サークル「Season」規約

(名 称)

第1条 この会は、真岡市青年サークル「Season」と称する。但し補助名称の継続を妨げない。

(目 的)

第2条 この会は、ボランティア活動等を通して自己啓発を図る。

(会 費)

第3条 この会の年会費は、別規定に定める。但し、事業等実施に際し必要に応じ事前に会議で参加負担金を決定し、参加者から徴収する。納められた会費及び負担金はいかなる場合でも返納しない。

(役 員)

第4条 この会に、次の役員を置き、その任期は1年とし再任を妨げない。
会長1名、副会長1名以上、監事1名以上とする。

(選 出)

第5条 役員は総会において選出する。

(任 務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。
(1)会長はこの会を代表し、会務を総括する。
(2)副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会務を代行する。
(3)監事は会計を監査する。

(会 計)

第7条 この会に会計を置き、会の会計事務をつかさどる。
(1)会計は会長が委嘱する。
(2)会計は監事を除く他の役員との兼任を妨げない。
(3)会計は各事業等終了後速やかに事務局へ報告する。
(4)会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第8条 この会の事務局は、真岡市生涯学習課内に置く。

(召 集)

第9条 会議は総会と定例会及び役員会とし会長が召集する。

(その他)

第10条 その他この会の運営上必要とされる事項は、別に規定で定める。

附 則

この会の規約は、平成13年4月1日より施行する。

平成14年4月20日 一部改正

平成15年3月29日 一部改正

令和 6年6月 9日 一部改正

真岡市青年サークル「Season」内規

（年会費）

第1条 規約第3条のことについて以下のとおり別に定める。

4～7月期入会会員（但し、前年度から入会している会員も含む）

2,000円

8～11月期入会会員 1,000円

12～3月期入会会員 無し

（役員手当）

第2条 規約第4条に定める役員について、以下のとおり役員手当を定める。

役員一人につき 2,000円

（車代）

第3条 事業及び会議で定められた場合において、以下のとおり車代を定める。

車台1台につき 1,000円

以下50km走行ごとに 1,000円

（慶弔）

第4条 会員に慶弔等があったときは、次の定めを適用することとする。

（1）慶 事 会議で特に必要と認めるもの以外は行なわない。

（2）弔 慰 本人、配偶者、直系親族（1親等）

香料（5,000円）

（3）病氣見舞 本人及び配偶者が1ヶ月以上の入院を要する場合

見舞金（5,000円）

（4）その他 本規定以外のことについては、別に会議で定める。

附 則

この会の内規は、平成15年3月29日より施行する。

平成19年4月14日 一部改正

平成20年4月 5日 一部改正

令和 6年6月 9日 一部改正